

小諸市自治基本条例（素案）

第5章 住民投票

（住民投票）

第29条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

（住民投票の請求）

第30条 年齢満16歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを議会に付議しなければなりません。

3 議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、住民投票の実施を発議することができます。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければなりません。

5 市長は、第1項の請求に係る署名数が、総数の4分の1を超えたときは、住民投票を実施しなければなりません。

6 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。

7 住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。